

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シテューワ法律事務所 弁護士 平川 純子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルビー株式会社
証券コード	2229
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	GICプライベート・リミテッド（GIC Private Limited）
住所又は本店所在地	シンガポール共和国068912、キャピタル・タワー #37-01、ロビンソン・ロード168（168 Robinson Road #37-01 Capital Tower, Singapore 068912）
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 平川 純子
電話番号	03-6212-5500

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2022年2月16日
訂正箇所	下記参照

## （訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## （7）【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	18,913,796
上記（Y）の内訳	上記顧客資金、及び2016年11月1日、無償交付により普通株式1,200株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	18,913,796

## （訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## （7）【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	19,708,901
上記（Y）の内訳	上記顧客資金、2013年10月1日、株式分割（1：4）により普通株式220,800株を取得、及び2016年11月1日、無償交付により普通株式1,200株を取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	19,708,901

上記「その他金額計（Y）（千円）」に記載される取得資金の算出に際しては、平均法を用いており、また報告義務発生日現在保有される株券等の取得資金の合計額の算出において、2013年10月1日に発行者による株式分割により取得された普通株式220,800株及び2016年11月1日に無償交付により取得された普通株式1,200株を1株当たりの平均取得価格の計算及び当該株券等の処分後の保有株券等の数から除外しております。